

一般社団法人日本超音波検査学会
会員種別の取り扱い、入退会、会費等に関する規程

平成 26 年 6 月 24 日 理事会承認 (制定)

平成 26 年 12 月 6 日 理事会承認 (改定)

2018 年 9 月 8 日 理事会承認 (改定)

2021 年 9 月 4 日 理事会承認 (改定)

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本超音波検査学会の会員種別の取り扱い、入退会、会費等は、定款およびこの規程の定めるところによる。

(会員種別)

第 2 条 定款第 5 条で規定する会員は以下とする。

1. 正会員 本学会の目的に賛同して入会した個人。
2. 賛助会員 本学会の目的に賛同し事業を賛助する団体または個人。
3. 名誉会員 本学会の業務に顕著な功績のあった会員または学識経験者で理事会の推挙に基づき総会の承認を得た個人。
4. 学生会員 大学の学部、大学院修士課程、その他の関連教育機関に在学中の学生で本学会の目的に賛同する個人。ただし、社会人学生を除く。

(入会)

第 3 条 本学会の正会員、賛助会員、学生会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出する。

2. 申込後、送付した請求書内容（入会金および年会費等）の入金を確認後、理事長の確認および理事会の承認を経て正式入会とする。

3. 入会金は、正会員 2,000 円とし、賛助会員および学生会員については、入会金を納めることを要しない。

第 4 条 入会を承認しなかったときは、入会申込手続きに添えて提出された入会金及び当該年度の会費を返還する。

(任意退会および自動退会)

第 5 条 退会は任意退会および自動退会とし、以下の手続きを要する。

1. 定款第 8 条による任意退会をしようとするときは、退会年度までの会費を納入し、退会届を理事長に提出する。

2. 日付を遡っての退会は認めない。

3. 本条 1 により退会処理後であっても、当該年度内において会員継続を要請した場合はこれに応じる。

4. 定款第10条の(1)のうち支払義務を2年以上履行せず会員資格を喪失した者は、自動退会とする。

5. 任意退会申請者のうち、退会年度までの会費納入が年度末までに確認できなかった場合は、自動退会とする。

第6条 学生会員は、卒業をもって自動退会とする。

(再入会)

第7条 退会した者が再入会する際は、新規入会として扱い、以下の手続きを要する。

1. 本規程第3条の手続き。

2. 前条の自動退会者は、会費未納期間を精算し未納年会費を請求する。

3. 自動退会した会員のうち、退会翌年度内に限り会員継続の意志を書面にて提出した場合に限り、滞納期間中の会費納入後、理事長の確認および理事会の承認を経て会員資格を復活し、会員資格を継続することができる。

(会員の種別変更)

第8条 会員の種別を変更する場合は、連絡用紙の連絡事項欄に会員種別変更理由を記載し事務局へ提出する。

第9条 学生会員から正会員への会員種別変更は、理事会の承認後、入会金および当該年度の会費の入金を完了した後に新規会員番号を付与する。

第10条 正会員から学生会員への種別変更は認めない。

(会費の納入)

第11条 年会費は以下とし、毎年度分(4月から翌年3月まで)を当該年度の5月末日までに納入しなければならない。

1. 正会員 7,000円

2. 賛助会員 100,000円(ただし、口数に制限は設けない)

3. 学生会員 3,500円

4. 名誉会員は、授与の承認を得た総会年度から年会費を免除する。

(休会)

第12条 休会は、休会および復会に関する規程で定める。

(会員権利の停止)

第13条 休会中もしくは第11条の年会費が4ヶ月以上滞納されているときは、会員の権利を一時停止する。年会費を納入した場合でも滞納期間中の機関誌は配布を受けられない。

(補則)

第 14 条 規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 8 月 21 日より施行する。